

6 用語解説一覧

行	ページ	用 語	解 説
あ	19, 20 21, 61 62, 63 64	アイドリングストップ	信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的とし、アイドリングストップ運動という場合もある。
	24, 25	悪臭防止法	典型的な感覚公害である悪臭を防止することを目的として1971年に制定され、その後数回にわたり改正されてきた。都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としている。
	20, 21	アスベスト	石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。主成分は、珪酸マグネシウム塩で蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別される。アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（1968）により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。
	21, 74	一酸化炭素	一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。化学式はCO、分子量は28.01、融点は-207℃、沸点は-190℃。環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。この他、火災や喫煙中のタバコなどによっても発生し、体内に吸収される。ヘモグロビンとの親和力が酸素の240倍も強く、肺に吸入されると血中のヘモグロビンと結合（カルボキシヘモグロビン CO-Hb）し、血液の酸素輸送能力を減少させ、体内組織細胞の酸素欠乏を招く。
	51	一般廃棄物	廃棄物処理法（1970）の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

行	ページ	用 語	解 説
あ	19, 21 61	エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。
	10, 13 58, 59 60, 62 63	温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されている。97年の第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF6 が削減対象の温室効果ガスと定められた。
か	16, 17 18	合併処理浄化槽	生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽を指している。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。浄化槽法（1983）の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では「合併処理」をつけなくても浄化槽といえば合併浄化槽を意味するようになっている。
	16, 18 19, 21 22, 23 25	環境基準	環境基本法（1993）の第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これら基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。
	1	環境基本法	それまでの公害対策基本法、自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993 年に制定された。基本理念としては、（1）環境の恵沢の享受と継承等、（2）環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、（3）国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。

第1章

基本計画の
基本的事項

第2章

高松市の
基本的特性

第3章

高松市の
望ましい環境像

第4章

施策の展開

第5章

計画の推進

資料

行	ページ	用 語	解 説
か	60, 63	環境マネジメントシステム	環境管理とは、事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、(1) 環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2) これを実行、記録し、(3) その実行状況を点検して、(4) 方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステム（環境管理システム）と呼ぶ。
	1, 10 58	京都議定書	1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、2005年2月に発効。2005年8月現在の締約国数は、152カ国と欧州共同体。なお、日本は1998年4月28日に署名、2002年6月4日に批准。先進締約国に対し、2008～12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。
	1	京都議定書目標達成計画	2005年4月に閣議において決定された京都議定書の温室効果ガスの6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的とする計画である。
	51, 52	グリーン購入	グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。 日本では、グリーン購入の取り組みを促進するために、1996年2月に企業・行政・消費者による緩やかなネットワークとしてグリーン購入ネットワーク（GPN）が設立された。また、2001年には国等によるグリーン調達促進を定めるグリーン購入法が制定されている。
	17, 18	下水道	下水を排除するために設けられる排水管、排水施設、処理施設およびポンプ施設その他の施設の総体を下水道という。下水道法（1958）により、「公共下水道」、「流域下水道」及び「都市下水路」の三つに大きくは分類される。
	19, 21	光化学オキシダント	大気汚染防止法（1968）は第23条の緊急時の措置で、光化学オキシダントの注意報・警報の発令を規定している。注意報に該当する光化学オキシダント濃度は、常時監視の測定データが1時間値で0.12ppmを超えた場合とされ、気象条件からみて汚染が継続すると認められるとき、都道府県知事はテレビ・ラジオ等を通じて一般への周知、固定発生源や自動車に排出や走行の自粛を求めるなどの措置がとられる。これを「注意報」と呼ぶ。毎年の注意報発令の日数は、気象条件等に大きく影響され、変動が著しいが、平成に入ってから延べ日数で100日-200日程度で推移している。

行	ページ	用 語	解 説
か	16, 18	公共下水道	公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう（下水道法、1958 年）。主として市街地で実施される「公共下水道」及び農山漁村部や観光地などの環境を守るために実施される「特定環境保全公共下水道」等がある。
さ	52	産業廃棄物	廃棄物処理法（1970）により定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。うち、特定の事業活動に伴って発生するものに限定される品目が 7 種類（業種限定産業廃棄物）ある。産業廃棄物以外を一般廃棄物と呼び、処理責任は市町村とされている。
	3, 60 62, 63	新エネルギー	石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」（1997）で定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる。2002 年の同法改正により、新たに食品廃棄物や廃材などを発電に利用する「バイオマス」と雪や氷を活用する「雪冰冷熱」の 2 つが加えられたとともに、廃プラによる廃棄物発電は対象から外された。
	24	振動規制法	工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る措置を定めること等により、生活環境を保全し国民の健康の保護に資することを目的として 1976 年に制定された法律（昭和 51 年法律 64 号）。
	21	ジクロロメタン	発がん性の疑われている有機塩素系溶剤の一種で、無色透明の液体、不燃性、水に難溶である。化学式は CH_2Cl_2 、分子量は 84.94、融点は -96.8°C 、沸点は 39.8°C 。金属・機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に使われるなど、洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質の一つとなっている。

第1章
基本計画の
基本的事項

第2章
高松市の
基本的特性

第3章
高松市の
望ましい環境像

第4章
施策の展開

第5章
計画の推進

資料

行	ページ	用 語	解 説
さ	1, 10 49, 50 51, 68	循環型社会	20 世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。
	17, 18	水質汚濁防止法	それまでの「公共用水域の水質の保全に関する法律（1958）」及び「工場排水等の規制に関する法律（1958）」を廃止して、1970 年に制定された。水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出および地下水への浸透を規制。さらに生活排水対策の実施を推進。国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。
	1	スローライフ	現代社会のスピードと効率を追い求める慌しい暮らしや働き方を見直そうという動き。これまでマイナスと見られた「スロー」に価値を見つけ、人生をゆったりと楽しみ、生活の質を高めようというもので、欧米で十年ほど前から広がり始めた。
	24, 25	騒音規制法	「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること」を目的として、1968 年に制定された法律（昭和 43 年法律 98 号）。
た	23, 24 25	ダイオキシン類	有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）を略して、「ダイオキシン」と呼ぶ。 ときに、「ダイオキシン類」という表記がされる。これは、塩素含有物質等が燃焼する際に発生する、狭義のダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現するもの。ダイオキシン類対策特別措置法（1999）では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をあわせて「ダイオキシン類」と定義。
	20, 21	大気汚染防止法	大気汚染防止対策を総合的に推進するために、1962 年制定の「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を廃止して、1968 年に制定された。この法律は、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、（1）工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、（2）有害大気汚染物質対策の推進、（3）自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。また、無過失であっても健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償責任（無過失責任）を定めることにより被害者の保護を図ることも規定している。

行	ページ	用 語	解 説
た	60, 62 63	太陽光発電	自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式を、太陽光発電という。太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する太陽光発電があり、これらは区別して理解する必要がある。太陽光発電は電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットを持つ。
	1	地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策の推進に関する法律は、1998年10月2日の参議院本会議で可決され、10月9日に公布された。地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものである。温暖化防止を目的とし、議定書で日本に課せられた目標である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにしたものである。
	20, 21 62, 63	低公害車	既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。新エネルギー、新エンジンの技術開発により、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素が併せて低減できるものが一般的。日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が実用化され、その普及のための導入補助、税制優遇など支援政策が展開されている。この他、LPG車、希薄燃焼エンジン車、ソーラー自動車、水素自動車、燃料電池自動車、エタノール自動車、バイオディーゼル自動車等多種多様なものがある。
	38, 41 42	透水性舗装	道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。

第1章

基本計画の
基本的事項

第2章

高松市の
基本的特性

第3章

高松市の
望ましい環境像

第4章

施策の展開

第5章

計画の推進

資料

行	ページ	用 語	解 説
な	21	二酸化いおう	腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。不純物として石炭中に最大 2.5%程度，原油中に最大 3%程度含まれる硫黄の酸化によって，石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石，銅鉱石にも硫黄が含まれるため，製鉄，銅精錬工程からも排出する。主要大気汚染物質のひとつとして，また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。
	21	二酸化窒素	窒素の酸化物で赤褐色の気体。代表的な『大気汚染物質』である。発生源はボイラーなどの『固定発生源』や自動車などの『移動発生源』のような燃焼過程，硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され，大気中で二酸化窒素に酸化される。
は	3, 23 25, 46 49, 50 51, 52 66	廃棄物	廃棄物処理法（1970）では，廃棄物は「ごみ，粗大ごみ，燃え殻，汚泥，ふん尿，廃油，廃酸，廃アルカリ，動物の死体，その他の汚物または不要物であつて，固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）」と定義されている。廃棄物処理法上は，気体は廃棄物に含まれない。
	17, 69	廃食油	てんぷら油など食用油の使用後の油を廃食油という。これを生活排水として公共用水域に排出すると水質が汚濁する。そこで水質浄化及び資源の業務再利用の面から，廃食油を回収・再生し，飼料，塗料，石けん等の原料として有効利用される。
	34, 69	干潟	干潮時に沿岸域に現われる，砂や泥がたまった場所。内湾や入江など，外海の波の影響が少なく，河川が流れ込み砂や泥を運んでくる場所にできる。 陸から流れ込む有機物を二枚貝（アサリなど）や底生生物（ゴカイなど）などが分解するため，水質浄化機能が高い。底生生物を餌とする魚類や水鳥等が数多く集まるため，藻場と同じように，多様な生き物が生育したり，餌を食べる場となっている。

行	ページ	用語	解説
は	58	フロン	フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物（CFC、HCFC、HFC）の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン（Chlorofluorocarbons; CFCs）と呼んでいる。これらの物質は、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有しない。また揮発性や親油性などの特性を持っており、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレアの噴射剤などとして幅広く使用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾンを酸素原子に分解することがわかってきた。これがいわゆるオゾン層の破壊である。
ま	10, 58 59	メタン	融点-184℃、沸点-164℃の無色の可燃性気体。化学式は、CH ₄ 。天然ガスの主成分であり、また、有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。温室効果ガスのうち、原因の約6割を占める二酸化炭素に次いで、約2割の影響を及ぼす。
	31	藻場	沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所を指す。主として種子植物であるアマモなどの海草（sea grass）により形成されるアマモ場と、主として藻類に分類されるホンダワラ、コンブ、ワカメといった海藻（seaweed）により形成されるガラモ場とがある。
	1, 51	もったいない	ケニアの環境活動家のワンガリ・マータイさんが、2005年2月の来日の際に知り、世界に広めようと呼びかけている概念。「もったいない」という言葉の中に「3R」の精神が込められ、しかも一言ですべてを言い尽くすことができるとして深い感銘を受けたという。地球環境の大切さを訴える言葉とするべく、さまざまな国際会議などで普及に努めており、日本でも注目を集める。 元々の語源としては、「重々しさ」などを意味する『勿体』を『無い』で否定し、「妥当でない」「不都合である」などの意味で用いられていた。転じて「自分には不相応である」といった意味を持つようになり、「ありがたい」「物の価値を十分に生かし切れず惜しい」などと、概念が広がっていった。

第1章

基本計画の
基本的事項

第2章

高松市の
基本的特性

第3章

高松市の
望ましい環境像

第4章

施策の展開

第5章

計画の推進

資料

行	ページ	用 語	解 説
や	13, 20	有害大気汚染物質	平成 8 年の大気汚染防止法改正で、低濃度長期暴露で発がん性などが懸念される有害な大気汚染物質について、健康被害の未然防止の観点から、モニタリング、公表、指定物質の排出抑制基準などの規定が追加された。法律では、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されている。
アルファベット	18	B O D（生物化学的酸素要求量）	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。また水質汚濁防止法（1970）に基づく排水基準が定められている。BOD が高いと DO が欠乏しやすくなり、10mg/L 以上で悪臭の発生等がみられる。なお、BOD は生物によって代謝されやすい有機物を表現しているもので、代謝されにくい物質は測定値のなかに入っていない。また排水中に生物に対して有毒な物質が含まれていると、生物の活性を低下させるため、実際よりも低い値となる。一方、長時間の BOD 測定でアンモニアや亜硝酸のような無機物質による酸素消費がみられると、測定値が実際よりも高くなる場合がある。
	18	C O D（化学的酸素要求量）	水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。環境基準では、河川には COD 値は設定されず、湖沼および海域で類型によりあてはめることとなっている。また、水質汚濁防止法(1970)に基づき排出水の規制のための基準値が定められている。
	58	I P C C（気候変動に関する政府間パネル）	各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により 1988 年 11 月に設置されたもの。温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の 3 つの課題について検討している。

行	ページ	用 語	解 説
アルファベット	60, 61 63	I S O 1 4 0 0 1	ISO（国際標準化機構）が1996年に出した環境マネジメントシステム規格である。ISO14000シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっている。このシステム規格は品質システム規格（ISO9001）と同じように、PDCA サイクルを回すことによって継続的な環境改善を図ることをめざす。登録申請に際しては、経営者の決意表明（キックオフ）に始まり、環境理念と環境方針で目的や目標を定める。それを達成するために環境保全計画を立て、環境マネジメントシステムを構築して運用する。そして、システムの内部監査を実施し、その結果を経営者にレビューして、計画の見直しをすることを義務づけ、向上を図る。
数字	51	3 R	「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

※環境情報提供システム（EIC ネット URL：http://www.eic.or.jp/）環境用語集より掲載

第1章

基本計画の
基本的事項

第2章

高松市の
基本的特性

第3章

高松市の
望ましい環境像

第4章

施策の展開

第5章

計画の推進

資料

高松市環境基本計画

2008～2015

～土と水と緑を大切にする環境共生都市 たかまつ～

発行：高松市

編集：高松市環境部環境総務課

〒760-8571

高松市番町一丁目 8 番 1 5 号

電話 (087) 839-2388

ファクシミリ (087) 839-2390

電子メール：kankyo_s@city.takamatsu.lg.jp